

平成9年
11月10日

第93号

発行 守谷町議会
編集 守谷町議会事務局
TEL (0297) 45-1111(内532)
茨城県北相馬郡守谷町
大字大柏950-1

もりやまち 議会だより

もくじ

- ①ページ 議決内容
- ②ページ } 一般質問
- ③ページ }
- ④ページ 一般質問・議員提出議案
- ⑤ページ 決算のあらまし
- ⑥ページ 臨時会・決算審査意見書



それぞれの秋(左上:さつまいも堀り、左下:パン作り教室、右上:交通安全ゲートボール大会、右下:ヘルスアップ教室)

平成八年度決算認定

収入役に鮎川芳治氏再任
教育委員会委員に椎名林之助氏再任

平成九年第三回定例会が、去る九月五日から十九日まで、十五日間の会期で開かれました。
今回の定例会には、町長提出議案二十七件と議員提出議案三件が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

第三回定例会

議決内容

●平成八年度各会計決算認定

関係記事は五ページに記載してあります。

●報告

○平成八年度守谷町一般会計継続費精算報告

●収入役の選任

○鮎川芳治(守谷町大字高野一六五七番地の一六十二歳再)

●教育委員会委員の任命

○椎名林之助(守谷町大字野木崎一七四〇番地六十四歳再)

●条例の一部改正

○守谷町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

母子家庭の母子及び父子家庭の父子の対象者拡大と、指定訪問看護に係る医療福祉費支給方法を現物給付に変更するもの。

●補正予算

○一般会計

歳入歳出それぞれ七億九千六十六万八千円の増額補正と継続費及び地方債の補正。

歳入は、町税で町民税及び固定資産税の増額、地方交付税で普通交付税の決定に伴う増額、国庫支出金では土木費国庫補助金で街路事業費補助金の減額、県支出金では民生費県補助金で医療福祉費補助金の増額、繰入金で財政調整基金繰入金の減額、町債は衛生費の増額、土木費の減額。

歳出は、各項目にわたる人事異動に伴う人件費の組み替えと、民生費では医療福祉費で扶助費の増額、保

る委託料の増額、平成八年度借入地方債の利子確定に伴う減額。
○公共用地先行取得事業特別会計
歳入歳出それぞれ一千九百八十二万一千円の減額補正で、歳入は一般会計繰入金の減額及び前年度繰越金の増額。
歳出は、平成八年度借入地方債の利子確定に伴う減額。
○農業集落排水事業特別会計
歳入歳出それぞれ二百五十九万五千円の増額補正で、歳入は繰越金及び一般会計繰入金の増額。
歳出は、県道部の管路占用位置の変更に伴う測量業務及び汚水処理施設用地買収に伴う測量業務並びに立木の補償に要する経費の補正。

○水道事業会計
収入は、町道改良工事及び地中電線路埋設工事に伴う受託工事収益及び修繕負担金と、排水管布設工事のための改良工事負担金。支出は、人事異動等による職員給与及び町道改良工事、地中電線路埋設工事に伴う給配水管影響部分の修繕費用と布設替工事費が主なもの。
○農集集落排水事業第一工区管路施設工事
板戸井地内における管路施設工事
○九町公下第四号工事
野木崎地内の汚水管渠築造工事
○町道路線の廃止
高野小学校用地の拡張に伴い廃止するもの。
○町道路線の認定
高野小学校用地の拡張に伴う廃止路線の一部を認定するもの。

○国民健康保険特別会計
歳入歳出それぞれ五百七十八万三千円の増額補正で、人事異動に伴う人件費の増額。
○老人保健特別会計
歳入歳出それぞれ百二十八万五千円の減額補正で、人事異動に伴う人件費の減額。
○守谷駅周辺一体型土地区画整理事業特別会計
歳入歳出それぞれ三千五百三十四万七千円の増額補正で、歳入は一般会計繰入金の増額及び前年度繰越金の増額。
歳出は、人事異動に伴う人件費の補正と南守谷八号雨水幹線工事費の増加によるもの。

議員提出議案

○夫婦別姓を認める民法の一部改正について反対を求める決議
個人や社会に大きな混乱と影響をおよぼすおそれのある民法の一部改正に反対し決議するもの。
○ゆたかな教育を実現するための教育予算の充実と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
子供達が楽しく学べる学校、ゆたかな教育を保障し、保護者の教育費負担を軽減するため、関係機関に対し意見書を提出するもの。
○道路特定財源の確保に関する意見書
揮発油税等を道路整備以外の用途に転用せず、その全額を道路整備費に充てることにより、道路利用者に還元するとともに、道路特定財源諸税の現行の制度内容を堅持するため、関係機関に対し意見書を提出するもの。

○協定の締結
○公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定(その二)の一部を変更する協定の締結
汚泥濃縮機設置台数の減による変更。

○路線番号四六〇三、四六〇四
けやき台三丁目十三番地内において、住宅・都市整備公団が開発を行った地区内の道路が、町へ移管されたことに伴い認定するもの。
○路線番号三六二四
大日地内の町道三〇一九号線が行き止まり道路のため、町道三〇一七号線に接続する道路の整備に伴い認定するもの。

一般質問

(要旨)

本定例会における一般質問は、去る九月十七日に行われました。
質問には三名が登壇し、活発な質問が行われました。

ダイオキシンの 取り組みについて問う！

栗橋 義三 議員

栗橋議員 政府は、ダイオキシンの排出に歯止めをかけるため、最大の発生源であるごみ焼却場を対象に排出規制に乗り出し、事実上野放しだったダイオキシンに規制の網がかけられたところである。

日本のごみ焼却率は七十四パーセントで他国に比べるとかなり高い比率になっており、こうした焼却依存が、ダイオキシンの大量発生を招く最大の要因だと考えられる。

日本の場合、ごみ焼却は衛生的な処理方法だという観念が強い。これに対し、オランダやドイツでは、ごみを焼いたら毒が出るという考え方が子供たちまで浸透している。そうしたごみ処理に関する考え方を行政として町民に対して啓蒙啓発し、意識の高揚を図っていくべきだと思うがどうか。

生活経済部長 ダイオキシン類は塩化ビニール等を比較的低温で焼却する場合、つまり、摂氏三百度から四百度前後の温度で焼却すると発生しやすいと言われている。

発生抑制のためには、ごみの減量化はもとより、焼

実態調査を組合負担でできるか伺いたい。
町長 以前、別な形で調査等を実施した経緯もあり、今後はそのような形で進めていきたい。

指定ごみ袋の 強化を！

栗橋議員 可燃、不燃、空き缶、空き瓶の四種類の指定ごみ袋を、町内の指定袋として利用し、処理しているわけだが、日光に当たるとパリパリと破れるので、材質について研究して欲しいという声がある。この辺はどう考えているのか伺いたい。
生活経済部長 各年度ごとに、製造業者からのごみ袋の製造の申請を受け、組合の指定した検査機関において商品試験を行い、合格した業者のみが認定されている。また、販売店において販売されている袋を広域組合で独自に購入し、強度や厚さ、炭酸カルシウムの含有量、発熱量について検査を行っている。さらに、屋外放置実験等も行い、結果について各製造メーカーに通知をし、品質の保持に努めている。しかしながら、

購入してから直射日光に当たると、比較的弱いのが現状であり、家庭でもできるだけ日光の当たらないところで保存することが必要になってくるので、住民の方にも注意事項としてお知らせしたいと考えている。
栗橋議員 日光に当たると弱いという話だが、買ったばかりの袋でも破けることがある。委託販売をしているお店の売れ行きもあるとは思いますが、製造年月日を入れるなどの配慮も必要だと思えるがその点はどうか。
生活経済部長 現在、環境センターの方で担当課長会議、ごみプロジェクト会議等いろいろな改善策を検討している最中なので、その中でこれから改善できるものは改善していただくよう進めていきたい。

小・中学校の 教育問題について

栗橋議員 文部省は、九十二年、不登校は誰にでも起こるという認識で対応してほしいという内容の通知を出し、茨城県でも学校長の裁量で、長期間欠席しても、

ほとんど進級、卒業を認めるようになった。しかし、さまざまな取り組みにもかかわらず、不登校は減りそうにもない。不登校の原因は個別的で特効薬は見当たらないが、個々の先生の努力にゆだねられる部分が余りにも大きく、学校側も大変苦労しているのではないかと考える。そこで、現在町内の小中学校で不登校の子供は何人いるのか。また、いじめ等については何人の報告があるのか伺いたい。
教育長 不登校とは三十日以上欠席をした生徒が該当する。平成八年度、守谷町の場合は、小学校において登校拒否の件数が、十一名で病欠によるものが二十三名、その他が二名、合計三十六名である。中学校の場合、登校拒否が三十七名、病欠によるものが九名、その他四名、合計五十名という実態である。

いじめについては、平成八年度の調査では、小学校八件、中学校七件である。幸い社会的に大きな問題となるような事例は発生していないが、個々について見ると深刻なものもあり、今後とも十分注意して指導にあたる必要があるという構えでいる。
栗橋議員 学校の教師は、不登校やいじめの対応、また、不慣れたパソコンの研修などで多忙を極めており、子供に対して適切なアドバイスができない状況にある。教師にも、そして、子供にもストレスが溜まっている。どうにもならない現状を打開するためには、ある程度ゆとりというものが大切になってくると思う。そういうものを学校教育の中でどう改革していくのか伺いたい。

教育長 学校週五日制が導入され、過密日程になることは当然だが、学校においても、学校行事あるいは教科等において総合的に検討を加えて、できるだけゆとりを生み出せるように日課を検討しているところである。ただ、時間枠については国の基準等もあるので、町独自で抜本的に改定することはできないので、あくまでも国並びに県の規制の範囲内で、できるだけ学校の実情に則しているような省略できる、削減できる活動を精選して除くように努力している。
栗橋議員 現状を考えると子供にも教師にもゆとりがない。このあたりの調整を教育長として認識を改めてしっかりとやっていただきたい。

いじめに関しては専門的な知識が必要なので、現在町には二人のスクールカウンセラーがいるが、各学校一名ぐらいの人数でないといけない。予算上の問題もあるだろうとは思いますが、各学校一名程度の配置をやっていただきたいがどうか。
教育長 現在は、二人の指導員で深刻な事例については扱っていたが、なおかつ、学校等で困難な場合には指導員が出かけ、アドバイスを与えて問題解決を支援するという形をとっているわけだが、これから教育相談の件数は少なくなることはないと思われるので、増員することも考えているが、これまでの二年間の実績、それからその他の状況等を十分勘案し、校長会等とも相談して、相談体制としてやりやすいものを求めながら具体化していきたいと考えている。

栗橋議員 御所ヶ丘小学校におけるガラス破損及び町内四小学校体育館内の放送設備盗難などの事件が多発したのか、町の対応のあり方について様々な議論が巻き起こっているところである。なぜ、こういう事件が起きたのか。また事件が起きたとき、なぜ、議会に報告がされなかったのか伺いたい。
教育次長 事件が起きた原因ははっきりとはわからないが、ガラス等の破損については卒業生あるいは在校生、児童生徒に関係している犯罪かと思う。放送設備については在校生生徒ではなく、一般の何かの窃盗団のような感じを受ける。
また、七月の臨時議会の時に、文教福祉委員会には説明をしたが、議員全員に対しては、報告をしなかったのは事実である。
栗橋議員 各学校について、一般常識からいうと会社と警備会社が契約を結ぶ場合、物がなくなつたときには警備会社はその施設を一括して保障するわけだから、なるべくなら何をしようが、警備会社は補償するものである。そういう契約の仕方であれば、警備会社に委託をしても何の役にもたないのではないか。
教育次長 契約の内容は、業務を実施中に、町あるいは町の関係者が被害をこうむった場合に補償の対象となるということであるので、機械が感知し、警備会社を通じて、警備が現場にかけつけるわけだが、その空白の時間というもののについては対象にならない。あくまでも現場に到着してから警備会社の対応について不手際が合った場合には対象になるという内容の契約である。



廃止が決まった焼却炉

再度、公園管理を適切に

小関 道也 議員

小関議員 六月議会で公園や街路樹の管理状況について質問し、業者に対して指示指導をお願いしたところだが、まだ十分なのではない。どのように指導したのか伺いたい。

都市整備部長 公園については、年間管理で対応しており、除草等が不十分であるという指摘については、手抜きをしているという事はないと確信している。また、街路樹の管理について、根元から出ている枝の処理が不十分だという指摘については、管理を委託していないので、今後は歩行者、自転車の方に迷惑のかからない形で剪定をする方向で調整している状況である。

小関議員 本年度の公園費については、人件費を含めると約四億円に達している。地場産業の育成も必要で、良い仕事をしてもらえば文句は言わない。しかし、良い仕事をする業者のいる反面、不心得の業者もいるので、その人たちに對して指示指導を徹底して欲しい。私は谷和原村のそばに住んでいるので、谷和原村と比較すると、わが町の仕事の程度が低いと感じている。特にふれあい道路のいちよう並木で、わき枝のないきれいなところと、そうでないところがある。これは町長もご覧になっているとおもうが、ふれあい道路は守谷町のメイン通りであり、適切な指導をお願いしたい。町の業者に対する

シルバー人材センターの育成と活用を！

小関議員 私は谷和原村の絹の台公園に近いので、ついでに谷和原の公園と守谷の公園を比較することになるが、谷和原村では公園管理をシルバー人材センターに委託している。シルバー人材センターの皆さんが生きがいを感じて公園管理に精を出している姿に感激し、考えさせられた。守谷町のシルバー人材センターの現況と

これまでどのように育成されてきたのか伺いたい。

保健福祉部長 高齢者のいきがいを対策と社会参加を図ることを目的にセンターを設立し、事業が実施されている。平成二年十二月にミニシルバー人材センターとして開設され、当初は二十六名の会員でスタートしたが、その後、年々会員数も増加し、現在は百三十五名の会員がいる。主な事業としては、庭木の手入れ、草取り、ふすまや障子の張り替え、行政関係では施設の管理、文書配達、公園管理等受注している。

昨年の実績では、会員の特性、受ける仕事の希望等もあり、必ずしも登録されている会員が仕事を全部請け負えるということではなく、会員数百二十三名の内、実際に仕事をされている方が八十二名で、就業率としては六十七パーセント弱になっている。

小関議員 現在の守谷町の状況については、シルバー人材センターの業績もだんだん知られるようになり、仕事の受注の機会も増えてきているが、会員数がなかなか伸びず、広報誌、あるいは口コミ等で募集して参加を呼びかけている状況である。

小関議員 私が調べたところでは、谷和原村の平成八年度の予算で公園費が二百百万円で、その内、シルバー人材センターに委託しているのが、約八百百万円というところである。守谷町では、公園管理で四億円からの予算のうち、シルバー人材センターに委託しているのが、二百百万円余りである。これからは高齢者問題が大きなウェイトを占めるようになると思うが、健康に暮らせるような施策を考えていく上で、ふれあいを高め太陽

のもとで仕事をしてもらいたいことが、高齢者の生きがいと社会参加を目的としたこの事業の本旨であり、健康に暮らしてもらうことが医療の問題、保険の問題の解決につながるっていくのではないかと考える。シルバー人材センターの皆さんは意欲的に生きています。町の委託状況を見ると、小さな公園だけでたいして仕事にならないところばかりである。谷和原村のように、大きなやり易いところを委託してはどうか。地場産業の育成は百も承知している。業者も良い仕事をする。シルバー人材センターも生きがいを感じることでできるような仕事を増やし、この事業を育成する施策をとっていただきたいがどうか。

都市整備部長 シルバー人材センターも人員的な問題もあり、今後、関係課と検討していきたい。

小関議員 守谷町では「ミニ」シルバー人材センターとなっているが、「ミニ」が取れると国から八百万円、県から四百四十五万円、町から四百四十五万円、合計千七百八十万円の助成金が入るが、昇格するためには一定の基準があり、会員数が百二十名以上、年間の就業延べ人員数が五千日あるいは五千人となっている。守谷町では昨年の実績で、この条件は満たしているの、事務局としても昇格について

目ではないのか。シルバー人材センターの町広報でのPR、仕事の増加、昇格申請など、シルバー人材センターの皆さんに喜んでもらえることをしてあげるのが生きた政治ではないか。町長が守谷のシルバー人材センターの理事長である。早速明日にも昇格申請を出してもらいたい。

住民が真に求める情報公開を！

松本 明子 議員

松本議員 守谷町の情報公開条例制定の進捗状況について伺いたい。

総務部長 平成十年四月の情報公開に向けて、平成八年、九年度の二カ年間にわたり文書の整理をしてきたが、これが整いつつあり、また、係長級職員で構成する情報公開制度及び個人情報保護制度検討委員会を組織し、先ごろ情報公開についての研修会を実施し、最終的な検討機関である行政改革懇談会委員にも出席していただいた。

松本議員 情報公開条例をいつの議会に提案するつもりなのか伺いたい。

総務部長 平成十年三月の議会に提案し、平成十年四月の情報公開を予定している。



情報公開に向け着々と進む、ファイリングシステム

松本議員 住民への周知期間が必要ではないかと思うがどうか。

総務部長 できる限り努力していきたい。

松本議員 国の情報公開法に要綱案の方向で町の条例ができれば良いと思うが、開示請求の手続きについては、国では行政手続法が適用されるとあるが、町では行政手続条例が制定されていないのが現状である。この行政手続条例も並行して検討していただきたいがどうか。

総務部長 十分研究して進めていきたい。

松本議員 国の要綱案では、行政機関の長は開示請求に係る行政文書の存否に関する情報を明らかにしないので、請求を拒否することができるとあるが、どのように考えているか。

総務部長 個人情報情報については問題があるが、公文書については、明確にしていきたい。

松本議員 議会費についても開示していただきたいがどうか。

総務部長 議会については、情報公開条例から除外している自治体があるが、全体的に多いと思われる。今後、議会の皆さんと十分協議して進めていきたい。

松本議員 交際費の開示について、全面開示していただきたいがどうか。

町長 項目ごとに開示することの良いと思う。

松本議員 食糧費についてはどうか。

総務部長 これから検討していくが、場合によっては部分開示ということもありうると思う。

松本議員 情報公開の中期問われる問題なので、住民

から納得される内容にしてほしい。

総務部長 十分検討し、より良い条例をつくってきたい。

松本議員 開示請求をしてからどのくらいで開示の決定がなされるようになるのか。また、不服申立てをした場合、決定までの期間はどの程度を考えているのか。

総務部長 市町村では十五日、最高で三十日というよう国の指導がある。また、不服の申し立てについては、審査委員会を開くことになるので、何日とは言えないが、できる限り早く処理するよう進めていきたい。

松本議員 審査委員会だけに任せるのではなく、小委員会のような前段階の審議をするところも検討していただきたいが。また、開示請求者については、国の要綱どおり「何人も」としていただきたいがどうか。

総務部長 基本的には守谷町に住所を有している人が対象になると思う。

松本議員 真の意味での情報公開のために、誰でも請求できるようにお願いしたい。また、資料代、手数料、コピー代等をどの程度に設定する予定か伺いたい。

総務部長 町の手数料に関する条例等に沿った形で、手数料はいただくことになると思う。コピー代については、〇円の程度で実費をいただくことになると思う。

松本議員 生活困窮者については、それなりの減免、免除等の措置が必要であると思うが、どう考えているか。

総務部長 手数料条例等参酌しながら検討したい。

松本議員 開示の種類について、文書だけではなくフロッピーディスク、パソコン

ン等電子媒体を利用した写真、図面等のデータについても開示していただきたいかどうか。

総務部長 開示部分、非開示部分の抽出等の問題があり、今後検討したい。

松本議員 各種審議会について、発言者名も含め経過と結果を公表していただきたいかどうか。

総務部長 審議会等において、発言する委員の名前が明らかにになると、利害の対立する方から圧力のかかる恐れがあり、審議会での自由で率直な意見の交換ができなくなる可能性がある中で、基本的には審議会の判断にゆだねたいと考えている。

松本議員 情報公開をどれだけ、どこまで、いかに進めていくかは、長の姿勢にかかわっており、また、情報公開条例の中身が決まると言われているので、ぜひとも町長は率先して進めていただきたい。

周辺住民の健康管理

松本議員 利根左岸大柏地先の焼却施設について、建築廃材を炉の中で燃やしているが、苦情が出るまでの経過について伺いたい。

生活経済部長 平成八年一月下旬に、大柏地先で苗木を育成している方から、家屋の解体物を焼却しているところから大量の煙がでていて、苗木にかかってしまったのだんとかしてほしいとの苦情があった。生活環境課の職員が現地を確認したところ、家屋の解体物を野焼きしていたが、その時点では、煙は少量であったとのことである。その後、原因者に事情を確認したところ、消防署に火災類似行為の届をしてあり、消火用の水を近くに用意して、火が周りに飛ばないように処置しているとのことであった。そこで、煙に対して苦情が寄せられている旨伝え、廃棄物処理及び清掃に関する法律により野焼きは禁止されているので、適正に処理するよう指導した。その後、県の廃棄物担当者と規模、性能、構造等について協議し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに大気汚染防止法の基準に沿う現在の施設が設置された。また、設置後は消防署の検査も受けているということである。

なお、土壌検査及び煙を消すために使う水の排水について検査をするよう指導したところ、その結果を町に提出し、すべて基準値以下であった。

松本議員 町として被害状況を把握しているのか。

生活経済部長 はつきりしたものは把握していない。

松本議員 周辺住民の健康調査が必要であると思うがどうか。

生活経済部長 現在の焼却施設については、県の指導に基づいて設置してある施設であり、適切な使用方法であれば問題ないと思うので、健康診断については、現在のところ考えていない。

松本議員 建築廃材は、今は新建材が含まれているので、ダイオキシンの検査も実施してほしいがどうか。

生活経済部長 今後、業者に指導していきたい。

松本議員 守谷の住民の健康を守っていくのが行政の仕事なので、住民の皆さんが迷惑を被らないように業者と一緒に頑張って対策を講じていただきたい。

生ごみのたい肥化

松本議員 ごみを減量化するという目的で、ごみ袋有料化の制度を導入したわけだが、導入前後でどんな変化があったのか伺いたい。

生活経済部長 焼却施設や最終処分場の延命化、ごみの細分化によるリサイクルの促進及び収集運搬、分別作業時の安全の確保等を目的とし、平成六年四月から指定袋による記名式の五種九分別、現在は五種十一分別を実施しているわけだが、ごみの量については、平成六年度から八年度までの三年間の実績で比較すると、平成六年度は総量で十一パーセントの減量になっている。一人当たりに換算すると十五パーセントの減量となっている。平成七年度の対前年度比では、総量で七・九パーセント、一人当たりの排出量で五・三パーセント逆に増えている。平成八年度の対前年度比では、総量で六・四パーセント、一人当たりの排出量で三・六パーセント増になっている。これは、守谷町の傾向として核家族化や、自家処理の困難な家庭が増加していることがその要因と考えられ、昨年の実態調査でも明らかなように、一世帯当たりの人数が少ないほど、その一人当たりの排出量が増えているという結果が出ている。

しかし、平成八年度の一入当たりの排出量を、指定袋導入前の平成五年度と比較してみると、約七パーセントの減量となっている。これは、平成元年度程度の排出量であり、指定袋導入の効果は大きいものと思われる。

れる。

松本議員 今後、町としてどういう方針で、ごみの減量化を進めていくのか。

生活経済部長 最終処分場の問題もあり、守谷町ばかりでなく、広域圏内七市町村が考えていかなければならない問題であるが、分別収集の徹底、リサイクル推進等により、焼却残渣は年々低下している。これにより、平成八年度の最終処分場への委託費は、平成五年度と比較して、約一億数千万円の節減になっていることから、指定袋による更なる分別収集の徹底、リサイクルの推進等を住民に願うことができるかと考える。

松本議員 学校給食の残飯が、守谷町だけで一日に約四百キロも常総環境センタ―に持ち込まれ、焼却処分しているということであるが、生ごみの堆肥化について、見解を伺いたい。

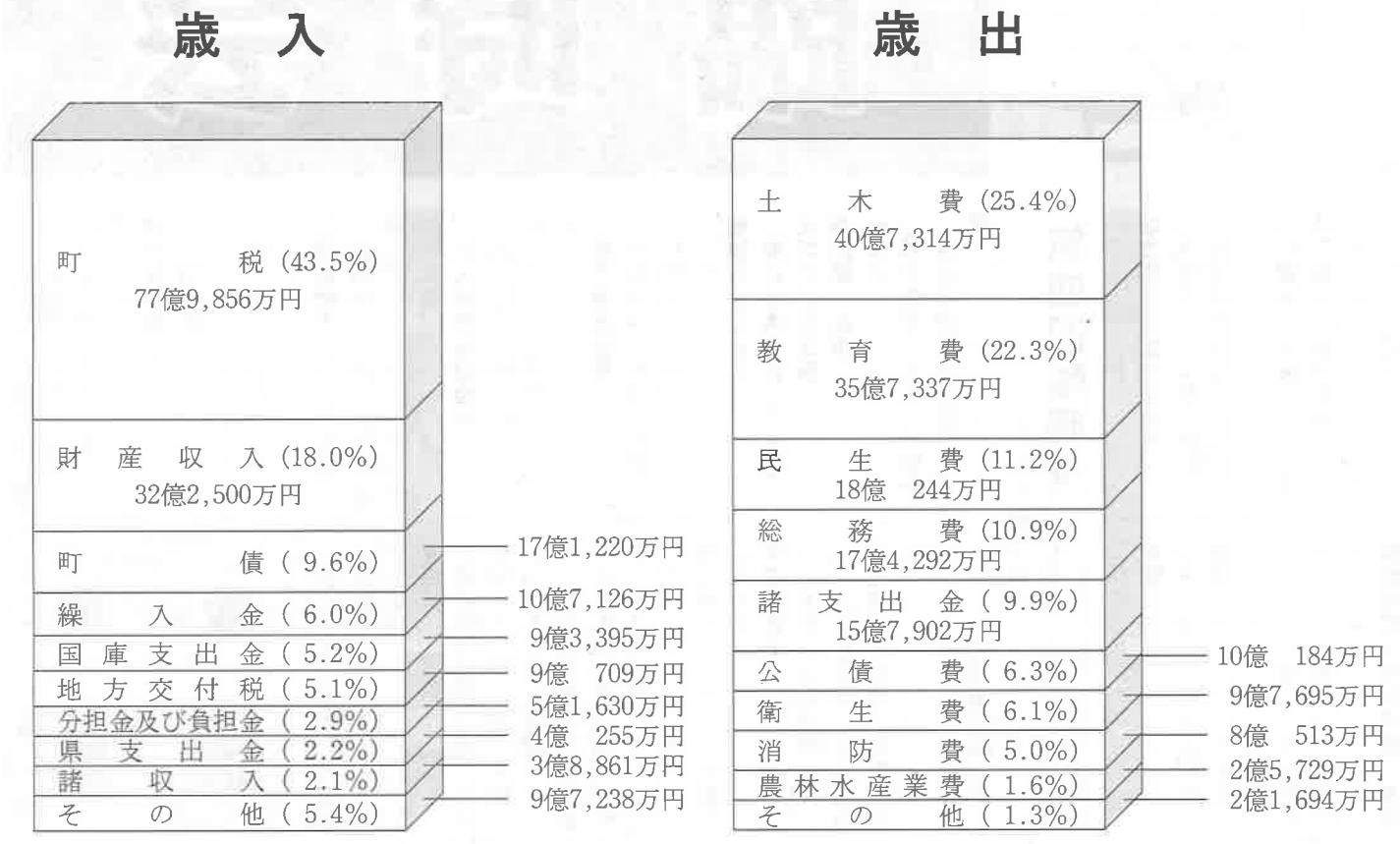
教育次長 残飯の堆肥化については、県内でも試験的に実施している市町村があるが、献立の違いから成分の違い、あるいは引受先等の問題があり、なかなか難しいということなので、今後とも調査検討していきたい。

生活経済部長 生ごみ等の堆肥化を推進し、農業生産のため土壌に用いる場合、動物性有機物と植物性有機物があり、成分の調査が必要となり、使用方法、使用目的により大きく二つに区分される。生ごみの堆肥化はどの作物に効果があるか、また、改善が必要か等調査、検討していきたい。

松本議員 大量に出る学校の給食の残飯もさることながら、各家庭から出るごみについても先進地視察等を実施し、堆肥化について検討し、ごみの減量化に努力していきたい。

議 員 提 出 議 案	
夫婦別姓を認める民法の一部改正について反対を求める決議 法務大臣の諮問機関である法政審議会は、平成8年、選択的夫婦別姓制度の導入を骨子とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を大臣に答申しました。 この改正案は、子供の成人後に姓の変更を認めてはいるものの、従来の家族や社会の在り方に大きな変革をもたらし、大人の都合によって、子供を取り巻く環境にも大きな影響を与えかねず、夫婦のきずなを強める方策とは言いがたいものであります。現在の法制度で職務上の不利益を被る女性については、「同姓を原則とし、旧姓を呼称として届け出れば使用出来る。」というように改正すれば済むことであります。 国民の念願である女性の社会的地位の向上や権利の確立のためには、個人の権利を認め、真に社会的な平等が保障される制度、社会的合意、啓発が重要であることは言うまでもありませんが、選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が一体であるとする日本の伝統文化によってきずかれた日本人の良識そのものや、家族の一体感・絆を損ない、大切な家庭の崩壊及び社会の秩序を乱す恐れがあります。 よって、個人や社会に大きな混乱と影響を及ぼすおそれのある民法の一部改正には反対であります。上記のとおり決議する。 平成9年9月19日 茨城県北相馬郡守谷町議会 提出先 内閣総理大臣、法務大臣	郵政事業分割・民営化に反対する意見書 行財政改革に取り組む政府は、行政改革会議で官民の役割分担の検討課題の一つとして郵政三事業の見直しを上げ、民営化に向けた検討に取り掛かっており、今後、関連法案の提出へ発展する懸念がある。 特に国会の予算審議においては、閣内不一致ともとれる発言があるなかで国民に多大の不快感を与えているのは明白である。 現在、郵政事業は、全国24,600の郵便局ネットワークを通じ、郵便、貯金、保険の三事業を公的サービスとして全国にあまねく公平に提供し、国民生活の安定向上と福祉の増進に大きく寄与している。 なかでも220兆円の貯金残高を持つ郵貯資金は、簡保資金とともに財政投融资の主要な原資として、政府系金融機関や地方公共団体等に貸し出され、住宅、学校、下水道の建設や道路の整備などの社会資本整備や国際協力に活用され、また機動的・弾力的な景気対策の遂行という重要な役割も担っており、仮に民営化が行われるならば、地方の社会資本整備はますます遅れを来すことになる。 また、郵便業務については、採算性を重視した民間へ移されることになると収益の高い都市部に事業が集中し、不採算地域を多く抱える例えば中山間地においては料金格差が生じ、全国统一料金制度を維持することは極めて困難となり、地方の切り捨て、廃局は明白である。 よって、政府におかれましては、これら郵政事業のはたす公共的・社会的役割の重要性に鑑み、より一層の合理化と時代にあったサービス向上に一層努力され、現行経営形態を堅持し、分割・民営化を行わないよう強く要望する。 以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。 平成9年7月28日 茨城県北相馬郡守谷町議会 提出先 内閣総理大臣、大蔵大臣、郵政大臣、自治大臣、総務庁長官
ゆたかな教育を実現するための教育予算の充実と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書 21世紀の重要な課題は少子・高齢社会の中で、とりわけ教育と福祉が重視されなければなりません。 しかし、政府・与党は日本の財政の仕組みを変えるためとして、「財政構造改革会議」を設置し「財政構造改革五原則」と「歳出の改革と縮減の具体的な方策に当たっての基本的な考え方」を明らかにし、教育・福祉予算も含めて見直しを検討しています。 文教予算については①義務教育費国庫負担金の見直し（教職員定数等）②高等教育（国立学校）組織・定員等の見直し③私学助成での総額抑制及び負担のあり方見直し等の項目をあげています。 これは、国の財政を再建させるために教育予算を削減するという、教育を犠牲にした改悪であり、地方自治体の財政負担を増大させ、義務教育の地方格差を拡大し、義務教育費国庫負担法の制定された趣旨・精神に背く施策である。子どもたちにゆきとどいた豊かな教育を実現するために、教育予算の削減などあってはならないものであります。 よって、政府においては以下の5項目を実現するよう強く要望します。 1. ゆとりあるゆたかな教育を実現するために、中・長期的ビジョンとアクションプログラムを策定し、教育予算を充実すること。また、教育費の保護者負担を軽減すること。 2. 現行の義務教育費国庫負担制度を堅持すること。とりわけ学校事務職員・学校栄養職員を同制度の対象から外さないこと。また、義務教育の教科書無償制度を堅持すること。 3. 第6次（高校5次）定数改善計画を年内に完結するとともに、次期定数改善計画に着手し、具体的な施策を示すこと。 4. 私大助成を拡充するとともに私立の幼稚園、小・中学校、高等学校の学費・学級編成の公私間格差を是正するため国庫補助を増額堅持すること。 5. 基礎的な学術研究の水準と、高等教育の機会均等確保のため、国立大学の民営化を行わないこと。 以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出します。 平成9年9月19日 茨城県北相馬郡守谷町議会 提出先 内閣総理大臣、文部大臣、自治大臣、総務庁長官	道路特定財源の確保に関する意見書 道路は、豊かな生活の実現と国土の均衡ある発展を図るための最も基本的な社会資本であり、その整備は全国各地域が等しく熟望するところであります。 守谷町においては、21世紀に向け、地域間の交流基盤の形成を促進するとともに、活力ある地域づくりや豊かなくらしづくりを支援するため、住民生活を支える市町村道をはじめ、幹線道路である国道や県道に至る道路網の整備を一層促進することが是非とも必要であり、その実現のためには、次期道路整備五カ年計画の策定並びにその完全達成が不可欠であります。 特に、次期道路整備五カ年計画につきましては、道路予算の大幅確保を図ることが緊急の課題であります。 よって、当議会は、道路整備を緊急かつ計画的に推進するため、揮発油税等を道路整備以外の使途に転用せず、その全額を道路整備費に充てることにより、道路利用者に還元するとともに、道路特定財源諸税の現行の制度内容を堅持し、一般財源の大幅投入による国及び地方の道路整備財源の充実強化が図られるよう強く要望します。 以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出します。 平成9年9月19日 茨城県北相馬郡守谷町議会 提出先 内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣

一 般 会 計 の 内 訳



平成八年度決算のあらまし

平成8年度会計別決算

会 計 区 分	予 算 現 額	収 入 済 額	収 入 率	支 出 済 額	執 行 率
一 般 会 計	175億7,953万1千円	179億2,792万4千円	102.0%	160億2,908万8千円	91.2%
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	34億8,537万7千円	34億8,995万7千円	100.1%	33億7,360万1千円	96.8%
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	19億5,675万円	19億6,510万7千円	100.4%	18億9,229万5千円	96.7%
老 人 保 健 特 別 会 計	19億5,413万4千円	18億5,416万1千円	94.9%	18億4,991万1千円	94.7%
守 谷 駅 周 辺 一 体 型 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計	6億3,887万8千円	6億2,173万1千円	97.3%	5億9,708万2千円	93.5%
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 特 別 会 計	20億4,338万円	20億4,338万円	100.0%	16億4,709万8千円	80.6%
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	6,188万7千円	2,960万1千円	47.8%	2,677万2千円	43.3%
水 道 事 業 会 計	収 益 的 収 入	10億4,814万3千円	101.9%	—	—
	収 益 的 支 出	10億3,856万円	—	10億1,312万8千円	97.6%
	資 本 的 収 入	8,451万1千円	94.9%	—	—
	資 本 的 支 出	2億7,537万1千円	—	2億6,238万4千円	95.3%

平成八年度の各会計決算が認定されました。審議にあたっては議長を除く十九名の委員で構成する決算特別委員会を設置しました。各委員が町執行部に對し、有効かつ効率的な財政運営をめぐって活発な質疑を行い、慎重な審査を経て本会議に報告され、各会計とも賛成多数で可決されました。

一般会計

歳入総額は百七十九億二千七百九十二万四千円です。歳入の主なもの、町税で七十七億九千八百五十六万円となっており、歳入総額の四十三・五パーセントを占めております。以下、財産収入が三十二億二千五百三十三万円、町債が十七億一千二百二十万円と続いています。

歳出総額は、百六十億二千九百八十八万八千円、予算額に対する執行率は、九十一・二パーセントとなっています。歳出の主なものは、土木費で四十億七千三百四十八万八千円、歳出総額の二十五・四パーセントを占めています。以下、教育費が三十五億七千三百三十七万七千円、民生費が十八億二千四百四十四万円、総務費が十七億四千二百九十二万一千円と、この四つで歳出総額の約七十パーセントを占めています。

公共下水道事業会計

歳入総額は三十四億八千九百九十五万七千円です。歳入の主なものは、国庫支出金の十億七千四百一十円で、三十・八パーセントを占めています。次に使用料及び手数料の十億三千四百二十四万四千円と続いています。

歳出総額は三十三億七千三百六十万一千円で、執行率は九十六・八パーセントとなっています。歳出の主なものは、公共下水道費の

特別会計

二十七億一千七百九十七万八千円で、全体の八十・六パーセントを占めています。

国民健康保険会計

歳入総額は十九億六千五百七十七万七千円です。歳入の主なものは、国民健康保険税の七億七千六百二十六万五千円で、全体の三十九・五パーセントを占めています。

歳出総額は、十八億九千二百二十九万五千円で、執行率は九十六・七パーセントです。歳出の主なものは、保健給付費で十二億六千四百二十三万五千円で、全体の六十六・八パーセントを占めています。

老人保健会計

歳入総額は、十八億五千四百六十六万一千円です。歳入の主なものは、支払基金交付金の十一億九千九百五十八万六千円で、全体の六十四・七パーセントを占めています。

歳出総額は、十八億四千九百九十一万一千円で、執行率は九十四・七パーセントです。歳出の主なものは、医療諸費で十七億五千九百七十三万二千円で、全体の九十五・一パーセントを占めています。

守谷駅周辺一体型土地区画整理事業会計

歳入総額は、六億二千七百三十三万一千円で、歳入の主なものは、繰入金の二億五千二百二十七万三千円で全体の四十・四パーセントを占めています。

歳出総額は五億九千七百八十二万二千円で、執行率は九十三・五パーセントです。歳出の主なものは、事業費の五億九千六百八十四万で、全体の九十九・八パーセントを占めています。

公共用地先行取得事業会計

歳入総額は、二十億四千三百三十八万八千円です。歳入の主なものは、町債の十九億九千八百三十万円で全体の九十七・八パーセントを占めています。

歳出総額は十六億四千七百九十八万八千円で、執行率は八十六・六パーセントです。歳出は、事業費のみの十六億四千七百九十八万八千円です。

農業集落排水事業会計

歳入総額は、二千九百六十万一千円です。歳入の主なものは、繰入金の一千百十八万四千円で全体の三十七・八パーセントを占めています。

歳出総額は二千六百七十七万二千円で、執行率は四十三・三パーセントです。歳出は、農業集落排水費のみの二千六百七十七万二千円です。

水道事業会計

収益的収支については、総事業収益が十億六千八百四十八万四千円で、総事業費用が、十億一千三百三十二万七千円となり、四千九百九十五万六千円の当年度純利益となりました。

資本的収支については、総収入額が八千九百九十四万四千円、総支出額が二億六千二百三十八万三千円となり、不足する一億八千二百八十八万九千円については、過年度分損益勘定留保資金一億三千二百二十一万九千円、繰越工事資金六百一十一万六千円、積立金三千九百六十九万八千円、当年度分消費税資本的収支調整額四百一十五万六千円で補てんしました。



去る七月二十八日に第三
回臨時会、八月二十一日に
第四回臨時会が開催されま
した。以下、議決内容をお
知らせします。

第三回臨時会

● 条例の一部改正
○ 国民健康保険条例の一
部を改正する条例
地方税法の改正に伴う課

第四回臨時会

● 工事請負契約の締結
○ 九町公下第二号工事
野木崎地内の汚水管渠築
造工事。
○ 九国補公下第一号・九単
公下第一号合併工事
守谷駅周辺一体型土地区
画整理事業地内における南
守谷八号雨水幹線工事。
● 協定の締結
○ 南守谷八号雨水幹線の建
設工事委託に関する協定の
締結
南守谷八号雨水幹線の関
東鉄道常総線横断工事委託
協定の締結。
● 請願・陳情
★ 採択
○ 大野地区の自然、環境、
優良農地を守る陳情

税額の改正と、医療費の増
加に対応すべく国保財政の
安定化を図るための税率改
正。
● 補正予算
○ 一般会計
歳入歳出それぞれ三千六
百三十七万一千円の増額補
正。
○ 国民健康保険特別会計
退職被保険者国民健康保
険税の収入増による財源内
訳の変更。
○ 老人保健特別会計
歳入歳出それぞれ一千九
百三十一万七千円の増額補
正。
○ 水道事業会計
次亜塩素酸貯留槽の取替費
及び機器類の修繕に伴う補
正。
● 議員提出議案
○ 郵政事業分割・民営化に
反対する意見書
● 請願・陳情
★ 採択
○ 郵便局民営化反対に関す
る意見書の提出に関する請
願

請
願
と
陳
情

皆さんから出された請願
・陳情の審議結果をお知ら
せします。
★ 採択
○ 高野仲坪地内生活道路の
整備促進についての陳情
○ ゆたかな教育を実現する
ための教育予算の充実と義
務教育費国庫負担制度の堅
持を求める請願
○ 遺伝子組み換え食品の表
示と輸入禁止を求める陳情
(陳情事項二)
★ 継続審査
○ 「国有林の民営化に反対
し、国有林の再生を求める
意見書」の提出に関する陳
情
○ ゆきとどいた教育の実現
のための意見書提出を求め
る陳情
○ 遺伝子組み換え食品の表
示と輸入禁止を求める陳情
(陳情事項一)
★ 審議未了
○ 永住韓国人の地方参政権
確立のための立法化を求め
る陳情
○ 「定住外国人の地方参政
権」付与とその立法化に反
対する陳情
● 継続審査中の請願・陳情
★ 採択
○ 夫婦別姓を求める民法の
一部改正について反対を求
める陳情
★ 継続審査
○ かげろう公園脇町道四四
九六号線の一方通行に関す
る陳情
★ 審議未了
○ 医療保険の一部負担金の
引き上げに反対する陳情

決 算 審 査 意 見 書		守谷町監査委員
一 般 ・ 特 別 会 計		《公共用地先行取得事業特別会計》 平成8年度から特別会計を設置し実施しており、各事業はほぼ予定どおり進められていると認める。 この事業については、平成9年度までの2か年事業の予定であるため、計画的に事業を実施し、初期の目標達成を望むものである。 《農業集落排水事業特別会計》 平成8年度から特別会計を設置し実施しており、各事業はほぼ予定どおり進められていると認める。 この事業は生活環境の整備という重要性に鑑み、事業計画の適正な執行を望むものである。
水 道 事 業 会 計		1、審査の対象 平成8年度守谷町水道事業会計決算 2、審査日 平成9年8月5日 3、審査の結果 審査に付された平成8年度守谷町水道事業会計決算について、法令の定めにより執行されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、正確であり、その内容も適正かつ正当なものであると認める。 4、審査の意見 平成8年度守谷町水道事業会計決算について審査した結果、次のとおり意見を述べるものである。 まず、収益的収入及び支出の消費税込みの決算額については、収入金額約10億6,850万円、支出金額約10億1,310万円となった。また、消費税抜き決算額では、収入金額約10億3,800万円、支出金額約9億8,800万円となり、当年度の純利益約5,000万円を得た。そのうち、当該年度の経営収支成績を示す営業利益では約1,990万円、経常利益では約5,280万円となり、経常利益に対する営業利益は約38%である。公営企業としての事業性から判断すると、過度ではなく、適切な利益の確保が図れたものと思われる。 つぎに、資本金収入及び支出決算額について見ると、それぞれ8,020万円、2億6,240万円余りとなり、不足する額は、損益勘定留保資金や減価積立金等で補てんしている。 当該年度の経営成績を示す収益的収入及び支出の決算額について分析すると、営業収益の増加は、一般家庭での給水量の増加による給水収益の伸びが主な要因である。また、営業外収益でも増加した。その大半は新規加入者分担金である。 支出の約半分以上を占めるのが原水及び浄水費であり、その主なものは県企業局に対する受水費である。また、配水及び給水費、総係費については、給配水施設等の維持管理や料金徴収事務に要する費用、さらに職員に対する人件費等である。これらは、一般家庭等への水の安定供給を行うための経常費用と考えられる。 事業報告書に示された業務状況については、平成7年度と比べ給水件数、給水人口とも僅少の増加になっている。また、料金としてカウントできた水の割合を示す有収率は若干の低下はしているものの、依然として高水準を示している。有収率の低下については、気温の上昇等によって生ずる水質の不安定を緩和するための排水作業等による無収水量の増加によるものである。 建設改良事業については、前年度に引き続き水質、水圧の安定を図るループ工事や水道への加入促進を図るための幹線道路等への配水管の整備を実施している。特に、川西地区への塩素注入施設設置工事や一般会計繰出金制度を取り入れた「上水道安全対策事業」については、水道事業の責務である「安全でかつ安定した水」の供給に役立つものと考えられる。 水道事業の使命である水の問題について一言述べるならば、現在確保されている水源に対し、将来の給水件数や給水人口を予測すると、水がひっ迫する状況下にあるものと思われる。また、水環境の変化に伴い水質の安全性が叫ばれている。このようなことから、茨城県はもとより、関係機関、団体あるいは近隣市町村と密接な連携のもと、計画的な施設整備と水源の確保や水質検査の共同化を図るため、今後とも積極的な働きかけを切に望むものである。 最後に、普通会計と性格を異にする独立採算の会計であることから、営業外収益に頼らないような体質の構築と経営努力をし、利用者のサービス向上が図られるよう要望するものである。
決算の承認にあたり、以上のとおり町代表監査委員より決算 審査意見書の報告がありました。		